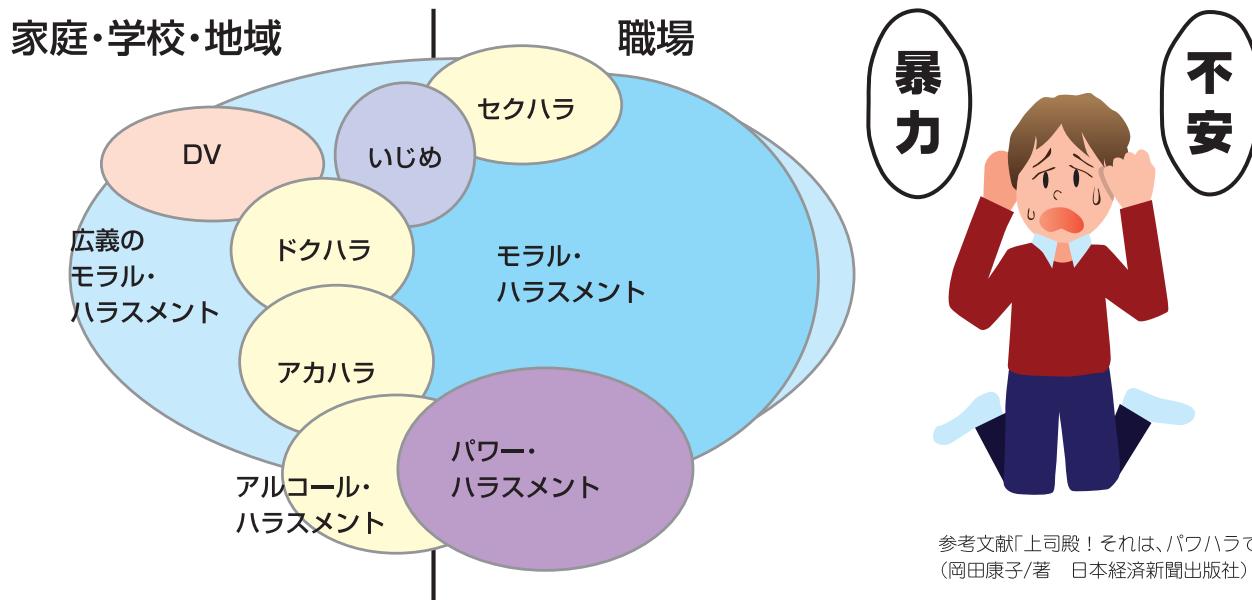


下図は、広義のモラルハラスメントを全体の領域と考え、他のハラスメントの重なりを表したものです。



参考文献「上司殿！それは、パワハラです」  
(岡田康子/著 日本経済新聞出版社)

**アルコール・ハラスメント**  
急性アルコール中毒死賠償請求訴訟  
【2006.11.14福岡高裁】  
(安全配慮義務に違反したとして損害賠償を命じる)

熊本大学医学部漕艇部の新入生歓迎コンペで、1年生が早飲み競争をしきられ、急性アルコール中毒による吐物吸引窒息で死亡。

急性アルコール中毒死として、全国で初めての刑事告訴・賠償請求訴訟を起こしたが、刑事告訴については不起訴とされた。

**パワハラ**  
労災認定の請求訴訟  
【2007.10.15東京地裁】  
(上司の暴言が原因で自殺したとして労災を認定)

上司から「存在が目障りだ。居るだけでみんなが迷惑している、お願いだから消えてくれ」「給与泥棒」等、厳しい言葉を度々浴びせられ、うつ病になり自殺。

パワハラを原因とした自殺を労災と認めた初めての司法判断で、意義が大変大きい。

**セクハラ**  
福岡事件損害賠償請求訴訟  
【1992.4.16福岡地裁】  
(加害者及び勤務会社に対し、不法行為責任を認め慰謝料150万円の支払いを命じる)

男性上司が職場でライバルである女性を排除しようと、「取引先の男性と怪しい仲にある」等の噂を約2年間にわたり流し、女性が上司と会社を相手に損害賠償を求めた。日本で初めてのセクシャル・ハラスメント事件と言われ、企業に対しても責任を問う判決が出された。

## あなたもチェック!!

思い当たることをチェックしてください。

### あなたの被害度

- 1 「バカ」「のろま」等の暴言を言われた
- 2 ミスの注意だけでなく、人格まで否定された
- 3 人前で激しく叱責されたり、笑い者にされた
- 4 同じことを繰り返し叱責された
- 5 暴力をふるわれた
- 6 無視され続けた
- 7 不法行為を強要された

### ★ アドバイス

1つでもチェックがあれば、ハラスメント被害を受けていることが考えられます。関係修復の可能性があればお互いの努力が必要ですが、相手と距離を置いたり、精神的交流を断つ等、自分を守ることも大切です。

### あなたの加害度

- 1 たびたび説教したり、怒鳴ったりした
- 2 隠口や人の行為を監視した
- 3 人前で悪口を言ったり、笑い者にした
- 4 相手の釈明や判断力に疑いをさはさんだ
- 5 自分のストレスをぶつけた
- 6 相手に言葉をかけず、無視した
- 7 問題が起きた時、人のせいにした

### ★ アドバイス

どの項目も継続した行為であればハラスメント加害です。一時的でも、相手との対応に違和感を感じたら、ハラスメント加害の始まりと言えるでしょう。チェック項目は、ほんの一例に過ぎず、大切なことは、自分がしている行為に対し、相手がどう思っているかを感じ取る、気付きの心です。